

感染性廃棄物収集・運搬及び処分業務仕様書

この仕様書は、大和高田市立病院より排出される感染性廃棄物を適正に処理すべく業務の仕様を示すものである。

1. 業務名

感染性廃棄物収集・運搬及び処分業務委託

2. 排出場所

奈良県大和高田市磯野北町1番1号
大和高田市立病院

3. 契約期間

令和5年 7月 1日～令和7年 6月30日

4. 作業日及び作業時間

土曜日、日曜日、祝祭日及び12月29日から1月3日までを除き、委託者が指定する日の午前9時から午後5時までとする。ただし、これらの日及び時間において処理できる量を超える量の感染性廃棄物が排出された場合等、別段の取扱いを必要とする場合には、委託者及び受託者の協議により取扱いを決定するものとする。

5. 業務の概要

大和高田市立病院（以下「病院」という。）から排出される感染性廃棄物を、専用容器により中間処理場へ直接運搬し、「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法」（平成4年厚生省告示第194号）に定める方法により処分する業務を行う。

この業務を履行するにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及び大和高田市が定める条例並びに廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル等を遵守し、大気汚染防止法を含む関連諸法令に従って適正に処理を行うとともに、業務の安全に十分配慮するものとする。

6. 廃棄物の種類

- ① 血液、血清、血漿、体液（精液を含む。）、血液製剤
- ② 注射針、メス、試験管、シャーレ、ガラスくず等
- ③ 実験、検査などに使用した培地、試験管、シャーレ等
- ④ 血液等が付着した紙くず、繊維くず、廃プラスチック類等

7. 予定数量（24ヶ月分）

20L容器	3,600箱
50L容器	9,000箱
50Lダンボール容器	28,000箱

※上記は過去2年間の実績による排出量の目安であり、増減します。

8. 業務責任者の届出

作業管理及び病院との連絡調整を円滑に行うため、受託者は業務責任者を選任し、業務責任者選任届を提出するものとする。また、これを変更したときも同様とする。

9. 中間処理設備能力

処理能力は、本市予定数量を十分処理出来るものであること。

10. 専用容器の使用

- ①容器は、20Lのプラスチック製容器、50Lのプラスチック製容器、及び50Lのダンボール容器とし、受託者が用意すること。
 - ②20Lプラスチック容器は、横幅 245～525mm・奥行き 200～400mm・高さ 320～620mm に収まるサイズ*であること。
 - ③50Lプラスチック容器は、横幅 270～410mm・奥行き 250～280mm・高さ 320～570mm に収まるサイズ*であること。
 - ④上記容器の外部面には「バイオハザードマーク」又は「感染性廃棄物」の文字を見えやすいように大きく掲示すること。
- ※横幅及び奥行きは、容器の底部分のサイズ

11. 感染性廃棄物専用車両の仕様等

- ①運搬車は、感染性廃棄物専用車両を使用し、他の廃棄物を混載しないこと。
- ②漏出事故に備え、次亜塩素酸ナトリウム1%溶液と同等以上の消毒剤及び消火器を装備すること。
- ③運搬車は常に清潔を保つため、適宜に消毒及び洗浄を行い、感染等の防止に努めること。
- ④運搬車は回収場所への進入、転回場所等の大きさから、長さ5m×幅1.9m×高さ2.8m以下であること。

12. 業務内容

- ①感染性廃棄物の収集運搬

- ・受託者は、病院の担当者立会のもと、感染性廃棄物集積場に保管されている専用容器を運搬車に積み込み、中間処理場へ運搬するものとする。
- ・積み込み、運搬に際しては、専用容器を汚損又は破損しないよう丁寧に扱うものとする。
- ・感染性廃棄物の収集は、原則として平日の週2～3回程度とする。(ただし、緊急の場合や一度で積みきれなかった場合はこの限りではない。)

②感染性廃棄物の中間処理

- ・受託者は、感染性廃棄物を専用容器に梱包された状態のまま中間処理場へ直接運搬し、「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法」により処理を行うものとし、その後の残渣物については、中間処理業者の責任において適正に処理を行うこと。
- ・中間処理は、適正な性能を有する施設で行うとともに、中間処理施設周辺的生活環境の保全に支障を生じないように適正に維持管理されていること。

1 3. マニフェストの取扱い

感染性廃棄物の収集・運搬及び処分にあたっては、電子マニフェストシステム(廃棄物処理法第12条の5の規定に基づき使用される同法第2条第6項の電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を用いてその処理状況等を報告するものとする。受託者による電子マニフェストシステムの使用に係る費用は、受託者が負担するものとする。

1 4. 従事者の教育

- ・受託者は、当該業務を行う従事者に必要な知識及び技能を身につけさせるため、適宜研修等を実施し、業務の安全な遂行に努めること。
- ・受託者は、従事者に対して、関係法令、契約内容及びその他業務に必要な事項を熟知させるとともに、指導教育しなければならない。
- ・当該業務を行う従事者の勤務態度が著しく不相当であると病院が認めた場合は、受託者に対して業務従事者の即時交代を求めることができる。

1 5. 非常時の対応

- ・受託者は、非常時に備え、その対応を具体的に定めたマニュアルを作成するとともに、従事者に対して研修を行い、徹底を図るものとする。
- ・非常時の連絡手段が確保されているものであること。

1 6. 資材等の提供

この業務の遂行に必要な資材等については、すべて受託者の負担とする。